



産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条の3の2の規定により、下記のとおり行政処分を行いました。

1 被処分者

住 所 新潟県上越市清里区青柳1028番地1
氏 名 株式会社SHI-S T
代表取締役 島田 真徳

2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 命令書交付日

令和6年4月8日

4 処分の理由

被処分者の使用人(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の10に規定する使用人をいう。)は、平成26年10月11日、長野地方裁判所において禁錮以上の刑が確定し、令和2年7月8日に刑の執行を終えた。

このことにより、この者が法第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号ハに該当することから、被処分者が法第14条第5項第2号ニに該当するに至ったため。(法第14条の3の2第1項第4号該当による取消し)

(問合せ先)

担当 環境部資源循環推進課 廃棄物審査係
高橋

電話 026-235-7164 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2829

FAX 026-235-7259

E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp